

日蓮聖人の檀越教化に関する一考察

——「病」を中心として——

高 橋 貫 道

一、はじめに

日蓮聖人が建長五年（一二五三）四月二十八日の立教開宗以降、弘安五年（一二八二）一〇月三日の入滅に至るまでの三〇年の間、聖人は自己の教えに随順する檀越の抱える問題に対してどのような教化活動を展開されたのであろうか。また、聖人は仏教の根本課題である生・老・病・死の四苦のうち、「病苦」の問題について、いかにそれを受けとめられ、自らその課題を克服しようとしたのであろうか。さらに、聖人は、随順する檀越たちの抱える苦しみに対して、どのように救いする方法を示され、法華経信仰へと導かれたのかを、聖人と檀越との交流を通じてたずねてみようとするのが本稿の目的である。

ところで、聖人と檀越との交流については、聖人が檀

越へ与えられた著述、書簡、図録、さらに御本尊として図顕された曼荼羅にみられる「授与書」等によって確認できる。そこでこれらの聖人と檀越との交流の軌跡を、著述・書簡^①に限定してみると、聖人の檀越と考えられる人物については、八一名を数えることができる。

そこで、これらの八一名の檀越との交流を、人生の「病苦」の問題に注目し、「病苦」に関する記述を抽出してみると、（一）駿河国富士郡在住の南條兵衛七郎とその子南條時光の直面している問題、（二）下総国在住で、病弱な妻女を持つ富木氏との関わり、（三）駿河国在住の高橋入道に対する教化、（四）駿河国在住で病の夫を持った妙心尼への教導、さらに（五）富木氏と同郷の大田乗明に対する病の教導等の五例がみられる。

この五例の中から、本稿においては、（五）大田乗明の病に際して聖人が建治元年（一二七五）に与えられた

『太田入道殿御返事』^③に注目し、同書に引用される仏教典籍を整理することによって、聖人が「病苦」をどのようなに受けとめられているかを確認したい。

二、大(太) 田氏について

そもそも、聖人の檀越である大田氏とはどのような人物であろうか。井上恵宏著『日蓮聖人御遺文講義』第十八巻、三戸勝亮著『日蓮聖人遺文全集講義』第十六巻、高木豊著『日蓮とその門弟』、日蓮宗事典刊行委員会編『日蓮宗事典』、立正大学日蓮教学研究所編『日蓮教団全史・上』、日蓮教学研究所編『日蓮聖人遺文辞典・歴史編』等によって確認してみたい。

大田氏は、聖人遺文中においては、大田乗明とその妻女の二人が確認できる下総国に住する檀越である。

この居住地域で他の檀越との交流をみてみると、文永六年(一二六九)五月九日に認められた『転重軽受法門』^④においては曾谷教信、金原法橋との交流が現存し、文永一〇年(一二七三)四月二六日に佐渡の地より送られた『観心本尊抄副状』^⑤においては富木常忍、曾谷教信と、それぞれ連名で与えられており、その地縁的交流がうかがえるのである。

聖人と大田氏との交流については一〇編の聖人遺文に確認できる。

1 文永七年(一二七〇) 九月二六日付『金吾殿御返事』

(和文体)

2 文永八年(一二七一) 一〇月五日付『転重軽受法門』

(漢文体)

3 文永一〇年(一二七三) 四月二六日付『観心本尊抄副状』(漢文体)

4 文永一二年(一二七五) 一月二四日付『大田殿許御書』(漢文体)

5 文永一二年(一二七五) 三月一〇日付『曾谷入道殿許御書』(漢文体)

6 建治元年(一二七五) 一月三日付『太田入道殿返事』(漢文体)

7 建治三年(一二七七) 四月一二日付『乗明聖人御返事』(漢文体)

8 弘安二年(一二七九) 七月二七日付『乗明上人御返事』(漢文体)

9 弘安三年(一二八〇) 一月二七日付『慈覚大師事』(和文体)

10 弘安三年(一二八〇) 七月二日付『大田殿女房御返

『書』(和文体)

この一〇編の遺文から確認できることは、日蓮聖人と大田氏とは、最初の交流がうかがえる¹『金吾殿御返事』から、現存する最後の手紙と見なすことのできる¹⁰『大田殿女房御返事』に到るまで、一〇年の交流をもたれていたことである。⁶⁾

また、この大田賜書一〇編のうち、六編が漢文体で書かれており、大田乗明の識字能力の高さがうかがえる。

三、『太田入道殿御返事』の構成

そもそも、『太田入道殿御返事』は建治元年(一二七五)⁷⁾一月三日に大田乗明の病を知った聖人が与えられた書簡である。文体は漢文体で書かれている。真蹟は一一紙からなると考えられており、断片七片が現存している。⁸⁾

同書の構成は『日蓮聖人御遺文講義』において、つぎのように五つに分けられている。

第一章 経・論・釈の諸文を引ききて病源・病状並に治
病の大法を示す

第二章 法華の大良薬能く謗法の業病を治癒し並に改
悔滅罪の徳を示して信心を勧奨す

第三章 経王法華に対する真言師の妄評を糾明す

第四章 謗罪消滅の故に罹病せる所以を明す

第五章 妙法を信受するに由つて除病延寿する所以を

明す

以上の五章に分けられており、第一章においては、維摩経、涅槃経、大智度論、摩訶止観等の要文が引用されることによって、大田氏の病気の原因、病相、治病の大法を示されている。第二章においては、大田氏の業病を治するには、法華経の大良薬に限ることを示され、『涅槃経』にみられる阿闍世王の悔改滅罪の実例を示されている。第三章においては、大田氏の従来信仰である真言宗からの根本改宗の功徳を示されている。第四章においては、大田氏の今回の病は謗法の重罪を消滅する為であることを明かされる。最後の第五章においては、法華経受持の力を示し、さらなる信仰を勧奨されている。

このような構成でみると、第一章、第二章において「病苦」に関する多くの引用文から構成されており、このような多くの仏教典籍の引用によって教化されている例は他の「病苦」における教導にはみられない。以下、この第一章、第二章にみられる引用文を検討していきたい。

四、『太田入道殿御返事』引用文の検討

『太田入道殿御返事』を「病」に関する引用文の視点からみていくと、以下の仏教典籍を引用されていることが知られる。

- 1 『維摩経』
- 2 『涅槃経』
- 3 『法華経』
- 4 『大智度論』
- 5 『摩訶止観』
- 6 『法華玄義』
- 7 『止観輔行伝弘決』
- 8 『法華文句記』

以上、三つの経典、一つの論疏、四つの釈書より一八の文を引用されている。

では、その一八文（『昭和定本』一一一五頁〜一一一六頁）を引用順にあげると以下のようである。

- ① 「維摩詰経云爾時長者維摩詰自念、寢疾于牀。爾時佛告文殊師利、汝行詣維摩詰問疾云云。」
- ② 「大涅槃経云爾時如来乃至現身、疾右脇、而臥、如彼病人云云。」

③ 「法華経云少病少恼云云。」

④ 「止観第八云若假臥毗耶、託疾興レ教。乃至如来寄滅談常因病説レ力云云。」

⑤ 「又云明病起因縁有レ六。一四大不順、二飲食不節、三座禪不調、四鬼得レ便。五魔所為。六業起、故病云云。」

⑥ 「大涅槃経世有三人其病難治。一誘大乘。二五逆罪。三一闡提。如是三病世中極重云云。」

⑦ 「又云今世惡業成就乃至必入地獄。乃至供養三宝、故不墮地獄、現世受報。所謂頭目背痛等云云。」

⑧ 「止観云若有二重罪、乃至人中輕償。此是業欲謝、故病也。」

⑨ 「龍樹菩薩大論云問云若爾、者華嚴経乃至般若波羅蜜非秘密法。而法華経者秘密也等。乃至譬如大藥師能變毒為藥云云。」

⑩ 「天台承此論云譬如良医能變毒為藥乃至今経得記即是變毒為藥。故論云余経非秘密、法華為秘密也云云。」

⑪ 「止観云法華能治。復稱為妙云云。」

⑫ 「妙業云難治能治。所以稱為妙云云。」

⑬ 「大経云爾時王舍大城阿闍世王其性弊惡乃至害レ父已心生悔熱乃至心悔熱故徧体生瘡其瘡臭穢不可附近爾時其母字韋提希以三種藥而為伝之其瘡遂増無有二降損王即白母如是瘡者從心而生非四大起若言衆生有能治者無有是所云云爾時世尊大悲導師爲阿闍世王入二月愛三昧入三昧已放三光明其光清涼往照王身身瘡即癒」

⑭ 「平等大慧妙法蓮華經第七云此經則爲閻浮提人病之良藥若人有病得聞是經病即消滅不老不死云云」

⑮ 「法華經云如上」

⑯ 「大涅槃經指法華經云若有毀謗是正法能自改悔還中帰於正法乃至除此正法更無救護是故心當還帰正法云云」

⑰ 「荊谿大師云大經自指法華爲極云云」

⑱ 「又云如人倒地還從地起故以正謗接於邪墮云云」

以上の一八文である。では、その引用順に従いその出典と内容を確認していきたい。

まず、①の文は『維摩經』弟子品第三と文殊師利品第

五(『大正新脩大藏經』(以下『正藏』と略称)第一四卷五三八頁c、五四五頁a)からの引用で、維摩詰が病になったことを聞かれた釈尊が、その見舞いに行くようにと弟子達に告げられるが、悉く辞退し、最後に文殊師利菩薩が維摩詰を見舞うという話である。ここで注目すべきは、維摩詰の病因について文殊師利菩薩が問うたところ維摩詰は「從癡有愛則我病生。以一切衆生病是我病。(中略)菩薩病者以大悲起。」と、一切衆生の病の救済のために維摩詰の病が起ったと説かれている。

②の文は『涅槃經』一切大衆所問品(『正藏』第二二卷四二八頁b)からの引用で、仏が右脇を下にして病人のように疾を表し、床に就かれたという文である。

③の文は、『法華經』見宝塔品、從地涌出品、妙音菩薩品(『正藏』第九卷三二頁b、四〇頁a、五五頁c)の三箇所にもられる文で、諸仏諸菩薩が釈迦仏への問訊の言葉として使われる語である。

これらの經典からの三文は仏教において「病」というものがどのように説示されているのかを示すための引用である。

次に④の文は、『摩訶止観』観病患境(『正藏』第四卷一〇六頁a)からの引用で、維摩詰は病によって教を

説き、仏は入滅によって常住不滅と、病によって力を説いたという文で、①から③までの経典の内容を説明されるものと考えられる。

ついで、⑤の文は『摩訶止観』観病患境（『正蔵』第四六卷一〇六頁c）からの引用で、病の起る六つの原因を説かれたものである。すなわち、四大不順の故、飲食不節の故、座禪不調の故、鬼の便を得る故、魔の仕業の故、業の起る故の六つのことで、特に聖人は「第六、業病最難治。」と、業によって起る病が最も重いものととらえられていることがうかがえる。

⑥の文は、『涅槃経』現病品（『正蔵』第一二卷四六二頁b）の文で、三種の治しがたい病について説かれた文である。すなわち、大乘を誇る者、五逆罪をおかす者、一闍提の者の三種で、これらの三種はみな仏に違背するという共通点をもっており、仏に違背することによって起る病は治しがたい病であると考えられる。

⑦の文は、『涅槃経』梵行品（『正蔵』第一二卷三一頁b）に説かれる文で、墮地獄の報いをうけるべき人が、善業をつむことによってその報いを今世で頭痛、目痛、背痛等の種々の苦を軽く受けるといふものである。

⑧のは、『摩訶止観』観病患境（『正蔵』第四六卷一〇

七頁c）からの引用で、重罪により地獄で受けるべき報い人中で軽く償うというのは、業を謝そうとすることで病が生じたものであるという文である。

以上⑦、⑧の二文は⑤で挙げられた病のうち業病の問題に焦点が当てられ、種々の善業によって病を今世でうけ、過去の悪業の消滅として転重軽受の法門が説かれている。

ついで、⑨の文は、『大智度論』（『正蔵』第二五卷七五四頁c）の文で、法華経こそが秘密の法であると説かれたもので、それを良医が毒を変じて薬となすという変毒為薬の説示をもって説かれている文である。

⑩の文は、『法華玄義』（『正蔵』第三三卷七五五頁a）の文で、⑨の文が依拠とされており、声聞・縁覚の二乗が成仏の記別を授けられるので法華経こそが秘密の法であるという事を、変毒為薬の説示をもって説明されているものである。

⑪の文は、『摩訶止観』（『正蔵』第四六卷七九頁b）観陰入界境の文で、法華経は治しがたいものを治す故に妙と称するという文である。

⑫の文は、『摩訶止観輔行伝弘決』（『正蔵』第四六卷三四五頁b）の文で、⑪の文を湛然が釈したものである。

以上の⑨から⑫の四文は法華經の徳を示す文であり、特に變毒為藥の説示は實際に病を抱える大田乗明にとって法華經の救いを強調するのに説得力をもつものであると考えられる。

⑬の文は、『涅槃經』梵行品（『正蔵』第一二卷四七四頁a、四八〇頁c）に説かれる阿闍世王の入信の説話で、業病である悪瘡に苦しむ阿闍世王が積尊への入信によって、その病が癒えることを説かれている。すなわち、業病治癒の実例として引用されたものである。

⑭の文は、『法華經』藥王菩薩本事品（『正蔵』第九卷五四頁c）からの引用で、まさに、『法華經』こそがこの世界の人々の良薬であるとの文である。この引用文は『立正安国論』、『法華取要抄』、『可延定業御書』、『曾谷入道殿許御書』、『高橋入道殿御返事』、『妙心尼御前御返事』、『伯耆公御房消息』等、他の檀越の病に際しての書簡を中心に見られ、聖人にとって病の説示を示すときに拠る所とされていることがうかがえる。

⑮の文は、⑭の文を再度挙げられたものであって、如何に聖人がこの文を重要と捉えられているのかがうかがえる。

⑯の文は、『涅槃經』一切大衆所問品（『正蔵』第一二

卷四二五頁b）の文で、『涅槃經』が『法華經』を指して正法といい、その正法に帰依することによって救護されるという文である。

⑰は、『法華文句記』常不輕菩薩品（『正蔵』第三四卷二一二頁c）の文で、『涅槃經』が『法華經』をさして極まりと為しているという文である。

⑱は、『法華文句記』釈方便品（『正蔵』第三四卷三四九頁c）の文で、正法を誇った事が縁となり、かえって地獄から救われるという文である。

以上の⑯から⑱の三文は正法としての法華經への帰依を再強調するものであり、正法法華經への帰依によってこそ業病治癒の方法を示されている。

五、おわりに

以上、『太田入道殿御返事』にみられる引用経論釈を整理してきた。このことからうかがえることは、まず、聖人は、『維摩經』、『涅槃經』、『大智度論』、『法華經』、『摩訶止観』、『法華玄義』、『摩訶止観輔行伝弘決』、『法華文句記』の八つの経論釈により「病」をとらえられているということである。

そして、これらの文を整理してみると、まず、⑤の文

の通り、病の起こる原因には六つあり、さらに、⑥の文の通り、三種の治しがたい病があるということを認識されていることである。特に、聖人は、六つの病の原因のうち「第六、業病最難治」と、六番目の業によって起る病に重きをおかれていることが知られる。

そして、この「業」によって起こる病、すなわち業病のなかでも「就中法華経誹謗業病最第一也。」と、法華経を誹つたために起こる業病は最も重く、その対治方法は⑨から⑫の四文と、⑬から⑯の三文で強調され、さらに⑭の文からもうかがえるように「但限釈尊一仏、妙経良薬治之。」とに、正法法華経によってこそ対治ができると考えられているのである。

註

(1) 立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本日蓮聖人遺文』(以下『昭和定本』と略称)の正篇である一卷及び二巻、そして、四巻の正篇新加に所収されるものとして、四四四編が確認できる。さらに、それらの遺文中真蹟現存、断片現存、曾存、直弟写本の確認できるものは二三八編を数える事ができる。

(2) 従来、聖人の檀越についての研究をなされた高木豊先生

の「門弟表」(『日蓮聖人遺文辞典・歴史篇』収録)によれば一〇四名の檀越名を数えることができる。しかし、その後の研究によってそのなかで同一人物であると考えられる氏名もあり、今回は八一名となった。

以下、その人物名を聖人が立教開宗された建長五年(一二五三年)四月二十八日から佐渡流罪に際し、聖人が逮捕される前日の文永八年(一二七一年)九月一日までを鎌倉期、文永八年(一二七一年)九月二日から赦免が決まる前日の文永十一年(一二七四年)二月十三日までを佐渡期、文永十一年(一二七四年)二月一四日から入滅にあたる弘安五年(一二八二年)一月一三日までを身延期として三期に分類し初出の順にあげると以下のようなのである。

【鎌倉期】

富木常忍、南條兵衛七郎、大田乗明、富木母尼。

【佐渡期】

せう殿、曾谷入道、金原法橋、日妙聖人、四條頼基、瀧王丸、妙一尼、南部実長、乙御前。

【身延期】

河野辺殿、富木尼、南條時光、日眼女、西山氏、大尼、新尼、国府入道、国府尼、名越の尼、池上宗仲、池上康光、池上兵衛志、池上宗仲妻、池上兵衛志妻、熊王、十郎入道、鎌倉の尼、一谷入道妻、さじき女房、妙一尼夫、阿仏房、千日尼、浄蓮、大学三郎、高橋入道、持妙尼、妙心尼夫、妙心尼、松野氏、弥四郎、光日尼、弥源太、さだしげ殿、

太田乗明妻、中興政所女房、新田氏、瀧の太郎、松野殿後
家尼、内房の尼、三沢氏、石川入道、石川入道娘、南條七
郎妻、日女、きくせん、妙法尼、大田次郎、九郎太郎、堀
の内殿、松野殿女房、さう四郎、弥四郎男、秋元太郎、か
わいどの、新田殿女房、藤九郎守綱、治部房母乳母、南條
七郎五郎、王日、重須殿女房、次郎殿、藤兵衛、右馬入道、
三郎兵衛尉、三嶋氏、内記左近入道、もばら殿。
以上の八一名である。

(3) 『昭和定本』一一一五頁

(4) 『昭和定本』四五八頁

(5) 『昭和定本』一七五四頁

(6) 聖人遺文に関して確認できる交流はここまでではあるが、
聖人の葬送に際しては、『宗祖御遷化記録』に「次鐘 太
田左衛門入道」(『日蓮宗宗学全書』二卷一〇二頁)とあり、
鐘を持って列なっていたことがうかがえる。さらには、大
田乗明の子息は出家し日高と名乗り、富木常忍(日常)の
あとをつぎ中山二世となっており聖人亡き後も直接的では
ないが、聖人と大田氏のつながりがうかがえるのである。

(7) 異説として弘安元年説も知られるが、本稿においては
『昭和定本』の系年に従った。

(8) 『昭和定本』一一一五頁

(10) 『正蔵』一四卷五四四頁

(11) 『昭和定本』一一一六頁

(12) 『昭和定本』一一一六頁

(13) 『昭和定本』一一一六頁

(14) 『昭和定本』一一一六頁